



# 最大需要電力計－第2部：取引又は証明用

JIS C 1283-2 : 2017

(JEMIMA/JSA)

平成 29 年 3 月 21 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	岩本 光正	東京工業大学
	上原 京一	IEC/ACTAD エキスパート（株式会社東芝）
	加藤 正樹	一般財団法人電気安全環境研究所
	木戸 啓人	電気事業連合会
	熊田 亜紀子	東京大学
	酒井 祐之	一般社団法人電気学会
	下川 英男	一般社団法人電気設備学会
	高村 里子	全国地域婦人団体連絡協議会
	前田 育男	IEC/ACOS エキスパート（IDEC 株式会社）
	山田 美佐子	千葉県消費者センター

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 21.4.20 改正：平成 29.3.21

官 報 公 示：平成 29.3.21

原案作成者：一般社団法人日本電気計測器工業会

（〒103-0014 東京都中央区日本橋蛎殻町 2-15-12 計測会館 TEL 03-3662-8181）

一般財団法人日本規格協会

（〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530）

審議部会：日本工業標準調査会 標準第二部会（部会長 大崎 博之）

審議専門委員会：電気技術専門委員会（委員会長 大崎 博之）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
<b>序文</b>	1
<b>1 適用範囲</b>	1
<b>2 引用規格</b>	1
<b>3 用語及び定義</b>	3
<b>4 表示方式</b>	12
<b>5 誘導形計器の表記</b>	12
<b>6 誘導形計器の性能</b>	13
<b>6.1 検定公差</b>	13
<b>6.2 電気的性能</b>	13
<b>6.3 機械的性能</b>	14
<b>6.4 絶縁性能</b>	15
<b>6.5 耐候性（耐光性）</b>	15
<b>7 誘導形計器の試験方法</b>	15
<b>7.1 器差試験</b>	15
<b>7.2 電気的性能の試験</b>	15
<b>7.3 機械的性能の試験</b>	16
<b>7.4 絶縁性能の試験</b>	18
<b>7.5 耐候性（耐光性）の試験</b>	18
<b>8 電子式計器の種類</b>	19
<b>8.0 計器の種類</b>	19
<b>8.1 計量単位</b>	19
<b>8.2 定格動作条件</b>	19
<b>8.3 精度要件</b>	20
<b>8.4 表記</b>	20
<b>8.5 計量特性の保護</b>	21
<b>8.6 使用のための適性</b>	25
<b>9 電子式計器の性能</b>	26
<b>9.1 検定公差</b>	26
<b>9.2 電気的性能</b>	26
<b>9.3 影響</b>	27
<b>9.4 妨害</b>	30
<b>9.5 絶縁性能</b>	34
<b>9.6 材質</b>	34
<b>9.7 負荷電流導体及び端子の温度上昇</b>	34
<b>9.8 複合電気計器の表示機構</b>	34

	ページ
9.9 出力機構 .....	34
9.10 機械的性能 .....	34
9.11 需要時限 .....	35
10 電子式計器の試験方法 .....	35
10.0 試験条件 .....	35
10.1 器差試験 .....	35
10.2 電気的性能の試験 .....	36
10.3 影響試験 .....	36
10.4 妨害試験 .....	42
10.5 絶縁性能の試験 .....	51
10.6 材質の試験 .....	52
10.7 負荷電流導体及び端子の温度上昇試験 .....	52
10.8 複合電気計器の表示機構の試験 .....	52
10.9 出力機構の試験 .....	53
10.10 機械的性能の試験 .....	53
10.11 需要時限の試験 .....	53
11 検定 .....	53
12 使用中検査 .....	54
13 対応関係 .....	54
附属書 A (規定) 検定の方法 .....	55
附属書 B (規定) 使用中検査 .....	57
解 説 .....	58

## まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、一般社団法人日本電気計測器工業会（JEMIMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS C 1283-2:2014**は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS C 1283** の規格群には、次に示す部編成がある。

**JIS C 1283-1** 第1部：一般仕様

**JIS C 1283-2** 第2部：取引又は証明用

白 紙

(4)

# 最大需要電力計－第2部：取引又は証明用

Maximum demand meter—

Part 2: Measuring instruments used in transaction or certification

## 序文

この規格は、最大需要電力計が計量法の特定計量器として要求される要件のうち、構造及び性能に係る技術上の基準及び試験の方法を規定するために作成した日本工業規格であり、この規格の適合だけをもって計量法で定める検定に合格したことにはならない。また、この規格に適合するものであることを示す工業標準化法第19条の表示を付すことはできない。

## 1 適用範囲

この規格は、日本国内で取引又は証明における計量に使用される最大需要電力計であって、計器用変成器と組み合わせて使用する、次の計器（以下、計器という。）について規定する。

- 発信装置付電力量計から伝送されるパルスを受信して最大需要電力を表示する分離形の表示装置（誘導形）
- 電力量計と複合された最大需要電力計（電子式）

なお、この規格で規定する事項のほかは、**JIS C 1210**, **JIS C 1216-1**, **JIS C 1216-2**, **JIS C 1283-1**, **JIS C 1271-2** 及び **JIS C 1272-2** による。

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS C 0920** 電気機械器具の外郭による保護等級（IP コード）

**JIS C 1210** 電力量計類通則

**JIS C 1216-1** 電力量計（変成器付計器）－第1部：一般仕様

**JIS C 1216-2** 電力量計（変成器付計器）－第2部：取引又は証明用

**JIS C 1271-2** 交流電子式電力量計－精密電力量計及び普通電力量計－第2部：取引又は証明用

**JIS C 1272-2** 交流電子式電力量計－超特別精密電力量計及び特別精密電力量計－第2部：取引又は証明用

**JIS C 1281** 電力量計類の耐候性能

**JIS C 1283-1** 電力量、無効電力量及び最大需要電力表示装置（分離形）－第1部：一般仕様

**JIS C 3307** 600 V ビニル絶縁電線（IV）

**JIS C 60068-2-1** 環境試験方法－電気・電子－第2-1部：低温（耐寒性）試験方法（試験記号：A）